

# プロジェクト報告書

【締切:プロジェクト終了後1か月以内。もしくは 2012年4月30日】

団体名 特定非営利活動法人 自立生活センター・昭島

## ▼報告書の扱い、および記入にあたっての注意点

この報告書(精算報告書以外)は、ホームページなどで公開する予定ですので、広く読まれることを想定してご記入ください。また、編集段階で、表記・表現等を事務局で編集する場合がありますので、あらかじめご了承ください。語尾の表現は「です・ます」調をお願いします。報告書に掲載するため活動の内容がよくわかる写真(2枚程度。写真の肖像権問題がないものの提出をお願い致します)を添付して下さい。

### 1. プロジェクト名

当事者から障害者運動と介助制度の変様を伝え、共感的介助について理解促進を図る事業

### 2. プロジェクトの目的とその背景 300文字まで

※応募申請書に記載のもので可。  
2003年に始まった支援費制度以前は、市の委託のヘルパーか自立生活センターが募集する介助者、又は個人での関係性から作られる専属の介助者が行ない、自立生活を送る障害者に対する介助は、共感的理解のうえで行なわれきたが、介助制度の広がりヘルパーは資格取得時に一定の研修を受けるものの、介護保険との混同や、専門性を求める現状が見られ、介助に携わる関係者に対し「共感性の不足、何の為に、誰の為に介助をするのか」と、介助を受ける側から発信したいと当事者は考えている。今回のプロジェクトで、当事者から研修を行い介護の本質の理解促進と、介助の場面で起こる混乱と原因について検証をする事により、地域生活の向上をはかる。

### 3. プロジェクトの内容 300文字まで

※当初予定と変更がない場合は、応募申請書に記載のもので可。  
・学習会、4回開催  
「障害者運動と自立生活運動」・「障害者の共感的理解」  
「自己決定とエンパワメント」→「自己決定とは」変更  
「ジェンダーとパターンリズム」→「なぜ同性介助にこだわるのか」変更  
・「学習会報告」  
(「通信」に、報告概略を記載して配布)

### 4. プロジェクト実施にあたっての工夫点とその効果 300文字まで

4回の学習会を行なう為に、事前にヘルパー派遣事業所のコーディネーターや社会福祉協議会の方に声を掛け、準備委員会を発足し、ヒヤリング及び事前打ち合わせを行いました。今の現状とこれからのニーズについての話し合いをし、それをまとめ講師の方々に参考資料として渡しました。  
又、当初予定していました「自己決定とエンパワメント」と「ジェンダーとパターンリズム」は、講師の方からタイトルが重いと指摘があり、急きょ変更をし、より良い内容の学習会が出来たと思います。

### 5. 全体的所感、終了しての感想など 300文字まで

事務所の感想としては、4回の学習会を通して、障害当事者の歴史を再確認しました。又、前年度の障害者の権利条約と虐待についての2度の学習会よりも関心が高く、昭島市内や遠方のヘルパー派遣事業所のコーディネーターやヘルパーの参加がありました。参加された方々から、様々な疑問や質問を頂き、大きな刺激になったと思います。  
近隣の関係者や介助に関わる方々にご理解を頂いたことで、より資質の高い介助が受けられるようになり、障害者の地域の生活が安定してくることが期待出来ると思います。

### 6. 参考資料

支援対象プロジェクトで作成したチラシ、パンフレットやマスコミで紹介された記事等は現物またはコピー、活動風景の写真を参考資料として提供してください。 参考資料あり ・ 特になし

# SSKU C I L あきしま通信 48

Center for Independent Living AKISHIMA

## 連続講座にご参加いただき、ありがとうございました♪

昨年11月から4ヶ月連続で行なわれた、shinjoproject2011年度版、「障害者の自立生活サポートってなあ〜に? ステップアップ! 連続講座」も、無事終了しました。

各回多くの方々にご参加いただき、ありがとうございました。

### 第3回「自己決定」とは

幹福社会理事長の野口俊彦氏を講師に迎えて行なわれた第3回目。

我々は、常に“自己決定”をしています。どこに住むか、いかに(誰と)住むか、どのように生活をするかなど、日常生活における色々な場面です。

とかく障害者は、周りから守られている印象があります。しかしそれは、危険を冒す権利、失敗する権利などを奪われてきた結果にすぎません。1970年代、障害者運動の高まりによって、障害者自らが声を上げ、保護される立場「客体」から自己決定を行使できる立場「主体」へと変わっていきました。

自己決定とは、やりたい事は自分で決めるという単純な行為ではなく、自ら選択し、決定し、その決定した事の責任を負える立場であるのを自覚した上での事なのです。

ある事例検討。利用者から、冷蔵庫にある肉を食べたいと言われました。その肉は腐りかけているので、その旨伝え、焼けば大丈夫だからとの答えが。介助者は当事者が下した“自己決定”にどこまで介入すべきか。或いはしないべきか。利用者の“自己決定”に従い、調理し食べさせる。やはり食べさせない。意見は真っ二つに分かれるようです。

JR福知山線脱線事故や夕張市財政破綻などの自己責任を巡る議論や、尊厳死は自己決定権なのかなど、我々の身近に起こり得る事象も踏まえた内容でした。

障害当事者の自己決定を標榜しつつ、介助者はいかにその意志に沿い、時には自己責任を促し助言をしていけるかは、お互いの関係性が重要であるという締めくくりで終わりました。

### 第4回「なぜ同性介助にこだわるのか」

町田ヒューマンネットワークの堤愛子さんを講師に迎え、最後の学習会が始まりました。

まずは優生保護法についてのお話からされました。70年代終わり頃、障害を持つA子さんは、自ら子宮摘出という選択をされました。A子さんは「恥ずかしい思いをしてまでも、介助は受けたくない。」という思いがあり、また介助者側からの「月経時の介助は大変だから。」という理由から、子宮摘出に至ったという、当時は女性であり障害者であるかゆえの差別が根深くあったという事例を紹介されました。80年代には優生保護法改正案の議論が活発になり、女性自身が主体となり、「産む・産まないは女性の権利だ」との主張が認められました。そして1996年に、ようやく母体保護法へと改正されました。

それまでの歴史の中で、様々な差別に生き方をせばめられた女性たちがいました。同じ女性であり障害を持つ堤さんには、だからこそ男女の差別を無くし、C I Lの理念の一つでもある同性介助にこだわっていく理由が、そこにありました。同時に、男性利用者も「男女の差別を無くし、男性介助者を育てていく」ことが、今日の社会を変えていくことに繋がっていくのではないかと、という提言もされました。

最後に堤さんは、先ずは人間であるという原点から「その人の好きなことをやればいい」ということも加えられ、参加された方たちにも大きな希望がみえたのではないのでしょうか。

今年度の学習会は、準備会として市内の関係団体のご協力をいただき、広く意見を採り入れた構成にしました。対象を障害当事者のみならず障害者に関わる方々に拡大したお陰で、より多くの皆様にご参加いただけました。

至らない点もあったことと思いますが、これからもよろしく願います。